

第4 自主防災組織等の育成計画に関する資料

資料4-1 自主防災組織結成届出書

書式例1 (記入例)

自主防災組織結成届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市長

町内会名 〇〇町内会

住 所 秋田市山王一丁目1-1
代表者

氏 名 秋 田 太 郎 ⑩

電話番号 888-5434

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	〇〇自主防災会
組織結成世帯数	〇〇世帯
結成年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
学 区	〇〇小学校区
備 考	

2 添付資料

- ・組織規約 (町内会会則)
- ・年間活動計画 (総会資料等)
- ・組織図 (総会資料等)

自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は 町内会長宅 とする。
- (2) 災害時は 〇〇町内会館 とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどを

もってその職にあてるものとし、会長が指名した者とする。

- 3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 of 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会および幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員および班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営および他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

〇〇年度活動計画書

(自主防災組織の名称) 〇〇自主防災隊

(代表者氏名) 町内会長 〇〇 〇〇

月 別	事 業 内 容
4	町内総会
5	
6	防災学習会 (防災安全対策課職員に派遣依頼)
7	
8	
9	
10	防災訓練 (消防本部職員に派遣依頼)
11	
12	
1	
2	
3	

自主防災組織図

